

鳥取県支え愛交通安全条例 が制定されました！

平成28年10月14日施行

あいサポート運動の精神に則り、「障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会」の実現に向け、交通事故の当事者となりやすい障がい者・高齢者・子ども・自転車利用者の交通安全を確保するために必要な取組を県民一丸となって推進します。

「声かけ」などの配慮の推進

- ・障がい者、高齢者、子どもの通行に危険がある場合は、周りの人が危険を知らせるために声をかけ、誘導や介助が必要な場合は手助けをしましょう。
- ・障がい者には、それぞれの障がいの特性に応じた配慮を心がけましょう。

障がい者の安全確保

- ・車両接近通報装置（車の存在や接近を音声等で知らせる装置）を搭載できる車を購入する場合は、搭載して適切に使用しましょう。
- ・身障者マーク、聴覚障がい者マークを表示する自動車への思いやり運転を心がけましょう。

高齢者の安全確保

- ・高齢者は、自身の身体機能、認知機能の状態を把握し、必要に応じて、医師、看護師などから、車の運転や歩行する際に気をつけることについて助言を受けましょう。
- ・高齢者は、夜間に道路を歩くときは、反射材用品を着用しましょう。
- ・高齢者マークを表示する自動車への思いやり運転を心がけましょう。

子どもの安全確保

- ・教育機関、地域住民、保護者などは、通学路をはじめ、子どもが日常的に通行する道路の交通安全を確保するために必要な対策に努めましょう。

※この条例では、「子ども」を満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としています。

- ・幼児を車に乗せるときは、チャイルドシートに座らせましょう。

自転車の安全確保

- ・自転車利用者、子どもに自転車を利用させる保護者、従業員に自転車を利用させる事業者は、自転車損害賠償保険等に参加しましょう。
- ・自転車利用者は、ヘルメットをかぶるなどの安全対策をしましょう。子どもに自転車を利用させるときは、ヘルメットをかぶらせましょう。

交通安全について、話し合ってみよう！



鳥取県支え愛交通安全条例の概要

目的（第1条）

この条例は、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）の道路交通の安全（以下「交通安全」という。）の確保に関し、配慮し、又は遵守すべき事項を定めるとともに、交通安全教育に係る県、学校等、事業者及び県民の責務並びに交通環境の整備に係る県の責務を明らかにすることにより、交通安全の確保に向けた取組を進める機運の醸成を図り、もって交通事故のない鳥取県の実現に資することを目的とする。

障がい者の交通安全の確保（第3条―第5条関係）

- ・ 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、道路を通行する全ての障がい者の安全な通行を妨げないようにするとともに、障がい者の通行への危険または支障があると認めるときは、声かけやそれぞれの障がいの特性に応じた方法によって危険があることを知らせ、誘導などの補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めること。
- ・ 県民等は、車両接近通報装置の搭載が可能な自動車を購入する場合には搭載するよう努め、また、同装置が搭載されている自動車を使用するときは、これを適切に使用するよう努めること。
- ・ 身体障がい者標識及び聴覚障がい者標識を表示している自動車に対する思いやり運転に努めること。

高齢者の交通安全（第6条―第9条関係）

- ・ 県民等は、道路を利用する全ての高齢者の安全な通行を妨げないようにするとともに、歩行し、または自転車を利用する高齢者の通行への危険または支障があると認めるときは、危険があることを知らせるために声をかけ、誘導などの補助を必要としているかを尋ねるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助を行うよう努めること。
- ・ 高齢運転者標識を表示している自動車に対する思いやり運転に努めること。
- ・ 高齢者は、夜間に道路を歩行するときは、歩行者用反射材用品を着用するよう努めること。
- ・ 高齢者は、自らの身体機能または認知機能の状態を把握するよう努めるとともに、必要に応じて、医療関係者、関係行政機関その他の適切な者から運転や歩行をする際に注意すべき事項について助言を受けるよう努めること。

子どもの交通安全（第10条・第11条関係）

- ・ 県民等は、歩行し、または自転車を利用する全ての子どもの安全な通行を妨げないようにするとともに、通行への危険または支障があると認めるときは、危険があることを知らせるために声をかけ、必要に応じ、誘導し、注意を促すなどの安全な通行のための配慮を行うよう努めること。
- ・ 子どもの教育に関する機関、保護者、地域住民は、通学路をはじめ、子どもが日常的に通行する道路の交通安全を確保するため、道路を管理する者、地域を管轄する警察署長と連携して必要な対策に努めること。
- ・ 幼児を自動車に乗車させるときは、チャイルドシートに座らせましょう。

自転車の交通安全（第12条―第17条関係）

- ・ 自動車を運転するときは、自転車との安全な車間距離を確保するなど、自転車利用者の安全な通行への配慮に努めること。
- ・ 自転車利用者は、自転車の利用に関する法令を遵守するとともに、歩行者、他の自転車利用者または自動車の安全な通行に支障を及ぼさないよう努めること。
- ・ 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故により生じた損害を賠償するための保険または共済（以下「自転車損害賠償保険等」という。）に加入するよう努めること。また、乗車用ヘルメットをかぶるなど、自転車を利用する際の安全対策に努めること。
- ・ 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するとともに、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めること。

交通安全教育の推進（第18条関係）

- ・ 保育所をはじめ、小学校、中学校、高等学校、大学、その他これに類する施設等の設置者または管理者は、幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童等」という。）の成長段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、児童等が地域における交通安全に関する活動に参加できるよう努めること。
- ・ 県民等は、家庭または事業所における交通安全教育に努めるとともに、地域における交通安全に関する活動に参加し、配慮するよう努めること。

詳しい内容につきましては、鳥取県公式ホームページをご覧ください。

鳥取県 暮らしの安心推進課 交通安全条例

検索